

いつもお世話になります。与謝蕪村の句「春の水山なき国を流れけり」の季語は「春の水」。雪解け水が流れ込んで水かさが増えた春の川のことです。冬から春へと季節がめぐり、眠っていた生命が目覚める頃、「春の水」は万物を育む水となります。何ひとつ無駄のない自然の摂理に我々も教えられることばかりです。

365日が楽しくてたまらない! 「商売のヒント」

今月の商売のヒント:【社員が自慢したくなる会社】

「今までもらったすごいプレゼントは、島、クーラー、ビル、あとは油田」こんな話をさらっとしても許されるのはハリウッドのセレブくらいです。自慢話をする人は基本的に嫌われます。しかし例外もあります。



昨年の11月に創立70周年を迎えたその会社は、50人の社員全員にある記念品を渡しました。あなたが社長ならどんな記念品にするでしょうか(ちなみに会社はちょっと儲かっています)。ネットで「創立記念品」を検索すると、会社のロゴや「創立〇周年」の文字が入った腕時計や置き時計、万年筆、クリスタルの盾など、どちらかと言えば会社側の満足を形にした品々がずらりとヒットしました。

さて、問題の会社が記念品に選んだのは、ドンペリ(ドン・ペリニオン)でした。社員50人に1本ずつ記念品としてドンペリを配り、社長は言ったそうです。

「これからクリスマスがあります。ちょっとした記念日でもかまいません。大事な人とこのドンペリで乾杯してください」。高級なお酒はいくらでもありますが、あえて通俗的なドンペリという選択に社長の粋を感じます。お酒を飲まない人でもドンペリが高いことは知っているでしょう。お酒好きでもサラリーマンは日常的にドンペリなど飲みません。誰でも知っているけれど自分では買わない高級品。しかも飲んだら終わりです。

記念品を見た社員たちは、「スゲー、あのドンペリだよ」とどよめいたそうです。社長は最後に、「これを飲むとき、ちょっとだけわたしのことを思い出してくれると嬉しいです」と、あいさつを締めくくりました。天才的なセンスです。

その会社の社員が自慢げにこの話をしてくれたそうです。「うちっていい会社だと思わない?」。その場にいた人たちは口々に「俺もそこで働いてみたい!」と心底うらやんだそうです。社長は、ドンペリと一緒に自分の会社を誇りに思う気持ちを贈ったのだと思います。ドンペリ50本でいくらだったのかは知りませんが、その金額以上のものを社員は返してくれるでしょう。



トレンドを斬る!

肉や魚、野菜などの食材と調味料を入れて電子レンジで加熱するだけで誰でも簡単に蒸し料理が作れるシリコンスチーマーが

売られています。色やサイズのバリエーションが豊富で、調理後そのまま食卓に並べても見映えが良く、皿に移す必要がないので洗い物も減らせます。雑誌の付録として書店でも大々的に販売され、主婦だけでなく一人暮らしの若者や単身赴任のお父さんにも支持層を広げています。ポップな外見と高い機能性とのギャップがヒットの理由のようです。



昨年末までは、積雪も少なく雪除けも楽な過ごし易い冬でしたが、年が明け、毎日の降雪に疲れ果てている今日この頃です。しかしながら日本全国を見渡しますと、日本海沿岸や道東でも旭川以上に厳しい豪雪のニュースが毎日のように報じられています。

兼ねてから「暖冬冷夏」などとも言われますが、逆にこの冬の厳しい気候が今夏の好天、そして、農業の豊作、好景気に繋がると思うと「雪除け」も楽しい日課ではないでしょうか。

以前「リソース」でも自己紹介させていただきましたが、私の経歴は平成19年7月まで税務署・国税局において34年間 主に法人税の調査を担当し、「納税者に好感(?)の持たれる税務職員」でした。平成16年～平成18年の2年間、旭川中税務署で法人課税部門の統括官を勤めていましたので、法人会行事などでお世話になった方もいらっしゃると思います。

法人会研修会でもお話をさせていただきましたが、税務職員の大切な使命は4つ、適正公平な課税の実現のため納税者に対する ①指導 ②相談 ③広報 ④調査 を適切に実施することです。これは立場こそ(より関与先皆様に近く)変わりその範囲も幅広くなりましたが、現在も変わらない、重要な、事務所そして私の使命と考えています。

これまでの経験を活かして、皆様のお役に立てるよう精進して参りますので、何卒ご高配の程宜しくお願いたします。「今の税務行政は何を考えているのか」「厳しい経済情勢の中どのような経営をすれば良いのか」等々、どのようなことでも結構です。お気軽にご相談ください

また、皆様の事務所などへ訪問させていただく際には、皆様のこれまでのご経験談など諸先輩のお話を聞かせていただく機会があれば幸いです。

2月に入り遅ればせではありますが、今年一年、皆々様のご多幸を心からお祈り申し上げます。

所得税が還付されるかもしれません!

遺族が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については所得税の課税対象とならないとする最高裁判所の判決が昨年ありました。これにより、過去に遡って納めすぎていた所得税が還付されます。

具体的なケースの一例としては亡くなられたご主人の生命保険金をその遺族が年金形式で受け取っているような場合。これまで年金として受け取った保険金は、各年ごとに年金収入から、それに対応する支払保険料を差し引いた金額が所得税の対象となっていました。しかし、今回の判決により



年金として受け取った各年の保険金を、所得税の課税部分と非課税部分に分けて課税するように変更されました。そのため非課税部分については、過去に遡って税金が還付されることになりました。該当者については保険会社などから連絡があるようですが、住所が変わってわからなくなっている場合などは通知が来ないおそれもあります。そのため該当していらっしゃる方は確認されることをお勧めします。また、所得税の他にも住民税や国民健康保険などの社会保険関係、扶養控除関係にまでも影響を及ぼす場合もあります。その際には、自分で申告をしないと還付されませんが計算方法など複雑です。ですから、少しでも該当するかな?と思われる場合には遠慮なくご相談ください。